

## 県央地域保健医療協議会県央地域自殺未遂者対策専門部会の実施結果について

### 1 専門部会の設置

- (1) 趣旨  
第6次埼玉県保健医療計画における圏域別取組の推進
- (2) 任期  
平成28年9月6日～平成29年5月31日
- (3) 委員  
6名

### 2 実施概要

- (1) 開催日時  
平成29年2月13日（月） 午後7時30分～8時30分
- (2) 出席委員  
5名
- (3) 議題
  - (ア) 鴻巣保健所における自殺対策の概要について
  - (イ) 県央地域における精神科救急システムと課題について
- (4) 議事概要
  - (ア) 身体科救急に搬送されて、身体科的な処置が終了した患者の処遇について、精神科的重症度の判断を行う。その後、重症度に応じた対応は以下のとおりであることを確認した。
    - ・精神科的に重症（暴れ、興奮、希死念慮が強い等）の場合
      - ➡ 休日・夜間も含め110番通報  
(⇒保健所、精神科救急システムで対応)
    - ・上記以外で精神科等へのアクセスが必要（暴れ、興奮、希死念慮は弱い等）な場合
      - ➡ 平日・日中に保健所への相談をアナウンス
  - (イ) 身体科救急の現場において、現行の精神科救急のシステムはほとんど認知されていないことが分った。
    - ➡ 対応策
      - ・身体科救急医療機関において、自殺未遂者に対する院内における対応フローを確立する。その際、（要望があれば）精神保健福祉法における通報の意味等について保健所が説明を行う。
      - ・（さらに必要があれば）精神科救急情報センターに対して、身体科救急を行う医療機関に対し、さらに周知を図るよう要望する。